

所得税確定申告 ～減価償却制度について～

平成29年分の確定申告を行うに当たり、次の事項について、御注意して下さい。

減価償却制度の見直し

近年、減価償却制度については、度重なる改正が行われております。

資産の購入は、頻度が少ない支出です。

資産購入が行われた年においては、減価償却費の計上をする際、改正事項等を十分に確認してください。

なお、個人の減価償却費の計算の際の法定償却方法は、定額法です。

届出を提出することにより、資産によっては、定率法を選択することができます。

最近の改正点は以下のとおりです。

(平成28年改正)

平成28年4月1日以後に取得をする建物附属設備及び構築物等の償却の方法について、定率法が廃止されました。

	平成9年度まで	平成10年度から 平成18年度まで	平成19年度から 平成23年度まで	平成24年度から 平成27年度まで	平成28年度から
建物		旧定額法	定額法		
建物附属設備・構築物等	旧定額法 または 旧定率法	旧定額法 または 旧定率法	定額法 または 250%定率法	定額法 または 200%定率法	定額法(※)
機械装置・工具器具備品・車両運搬具等					定額法 または 200%定率法
無形固定資産等	旧定額法		定額法		

(※) 鉱業用減価償却資産については、その性質から定額法又は生産高比例法の選択が可能

●資本的支出をした場合特例について

(原則)

減価償却資産について、平成19年4月1日以後に支出する金額のうち、資本的支出があるときは、原則として、その資本的支出の金額を一の減価償却資産の取得価額として、その資本的支出を行った減価償却資産と同じ減価償却資産を新たに取得したものととして償却費の計算をします。

(特例)

① 資本的支出を行った減価償却資産が平成19年3月31日以前に取得されたものである場合

その資本的支出を行った減価償却資産の取得価額にその資本的支出の金額を加算して償却費を計算することができます。

(旧定額法・旧定率法等により計算)

この特例により、平成19年3月31日以前に取得された建物附属設備や構築物に、平成28年4月1日以後に資本的支出をした場合、資本的支出部分を合算して、旧定額法や旧定率法により償却することができるが、平成19年4月1日以後に取得された建物附属設備や構築物に、平成28年4月1日以後に資本的支出をした場合は合算できないため、資本的支出を新たな減価償却資産として定額法でのみ計算することになります。

② 定率法を採用している減価償却資産について資本的支出を行った場合

支出をした年の翌年1月1日において、その資本的支出を行った減価償却資産(平成24年3月31日以前に取得されたものを除く)の期首未償却残高とその資本的支出により新たに取得した減価償却資産の期首未償却残高との合計額を新たに取得したものとすることができます。

この特例により、平成24年4月1日以後に取得された建物附属設備や構築物に、平成28年3月31日以前に資本的支出をした場合、資本的支出部分を合算して、定率法により償却することができるが、平成28年4月1日以後に資本的支出をした場合は合算できません。